

公調委平成21年（セ）第8号 東広島市における工場騒音による健康被害等責任  
裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件裁定申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、800万円を支払え。

2 被申請人

主文と同旨

第2 事案の概要及び当事者の主張

本件は、被申請人が操業する工場から騒音及び低周波音が発生したことにより、近隣に居住する申請人が健康被害、重圧感、圧迫感等の不快感に伴う精神的苦痛を受け、住居の移転を余儀なくされ財産的損害を被ったと主張して、申請人が被申請人に対し、不法行為に基づき、損害の一部である800万円の賠償を求めた事案である。

1 申請人の主張する請求原因の要旨

(1) 当事者

ア 申請人は、広島県東広島市〇〇〇に所在する自宅（以下「申請人宅」という。）に居住している。

イ 被申請人は、自動車部品の製造等を目的とする株式会社であり、同市〇〇〇〇地先において、自動車部品工場を操業している。

(2) 加害行為

被申請人は、平成17年4月ころから現在まで、被申請人所在地の敷地内に設置された第二工場（以下「本件工場」という。）を操業し、ほぼ24時間にわたって重量感のある低音の騒音及び低周波音を発生させている。

(3) 被害及び因果関係

申請人は、平成17年4月以降、本件工場から発生する騒音、低周波音により、ほぼ24時間にわたって脳裏に突き刺さるような刺激を感じるほか、重圧感、圧迫感等の不快感を感じ、その結果として睡眠不足、ストレス、突然のめまい、おう吐などの精神的・身体的被害を受けており、申請人宅での平穏な生活は困難である。

(4) 被申請人の加害行為の違法性及び過失

ア 申請人は、平成17年以降、本件工場が操業している限りほぼ24時間にわたって上記の被害を受けており、被申請人による諸々の防音対策の実施によって昼夜内外問わずに居られなくなる程度の騒音ではなくなったものの、依然として睡眠妨害を受けている。このような被申請人の発生させた騒音、低周波音による申請人の被害は、一般社会生活上受忍すべき限度を超えている。

イ 被申請人には、申請人に対する関係で、受忍限度を超える騒音、低周波音を発生させないように防音等の措置をすべき注意義務があるのに、これを十分に尽くさなかった過失がある。

(5) 損害額

申請人は、前記のとおり、被申請人の本件工場からの騒音、低周波音によって精神的・身体的被害を受けており、その慰謝料240万円、営業損害150万円、申請人宅敷地内の別の建物である建物Aの使用不能による損害200万円、申請人宅での平穏な生活が困難であることに伴う住居移転費用相当額800万円の合計1390万円の損害を受けた。申請人は、被申請人に対し、上記の発生した損害のうち、本件裁定申請において住居移転費用相当

額 800 万円のみを請求する。

- (6) よって、申請人は、被申請人に対し、上記不法行為に基づき、損害の一部である住居移転費用相当額 800 万円の支払を求める。

## 2 被申請人の認否及び反論

- (1) 請求原因(1)は認める。

- (2) 請求原因(2)ないし(4)は否認ないし争う。

ア 被申請人は、平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月 15 日までの間、本件工場内の機械につき夜間の稼働を停止していた。

イ 申請人が主張する被害内容は、申請人の感覚的な表現によるものであり、その事実は知らない。また、申請人は、健康被害を裏付ける証拠として診断書 2 通（甲 8 の 1・2）を提出するが、各診断書記載の症状が実際に現れたか否か、それらの症状が具体的にどのようなものであったかについても知らない。仮に上記各診断書記載のような症状があったとしても、それらの症状と本件工場を発生源とする音との因果関係は不明であり、持病やストレス等の申請人の他の要因によるものであると考えられる。

ウ 申請人は、低周波音による健康被害を主張するが、低周波音が健康に与える影響は未解明であり、安易に低周波音と健康被害を関連付けるべきではない。また、申請人宅内の測定結果（甲 1，4）は、環境省の低周波音による心身に係る苦情に関する参照値（環境省「低周波音問題対応の手引書」に示される評価指針であり、固定発生源からある時間連続的に発生する低周波音について苦情が発生した場合、その苦情が低周波音によるものか否かを判定するための一つの目安となる数値。以下「参照値」という。）に照らしても、問題のあるレベルではない。

- (3) 請求原因(5)は否認ないし争う。

- (4) 被申請人の主張

ア 申請人から被申請人に対して、これまで、多数回にわたって騒音苦情申

出がなされてきたが，被申請人は，苦情申出がなされる度に問題と思われる箇所の機械の停止，防音工事，騒音の測定を実施し，真摯に対応してきた。

イ 被申請人は，次のとおり，被申請人の本件工場及び申請人宅に各防音工事を実施した。被申請人が負担した工事費用は，本件工場の防音工事が総額約3000万円，申請人宅の防音工事が169万円である。

(ア) 被申請人は，平成17年3月ころ，既存の工場に加え本件工場の建設に着手したところ，申請人から騒音の苦情が出たため，①主音源につき反毛工場遠隔化，遮音隔壁及び天井扇指向配慮，②反毛工場吸音処理，③換気消音器導入，④エアータイトサッシ採用の各防音対策を，2600万円の費用をかけて実施した。これらの対策により，申請人宅の騒音レベルは，43.8 dBに低下した。

(イ) 被申請人は，平成17年7月，本件工場の稼働を開始したところ，再び申請人から苦情が出たため，同年9月，①集塵機，加熱炉の排気音対策，②西側シャッターを閉める各防音対策を，315万円の費用をかけて実施した。これらの対策により，集塵機直下での騒音が78 dBから64.2 dBに低下した。

(ウ) 被申請人は，平成18年7月，①集塵機ダクトに制振シート及びフェルトを巻き付け，②フォーミングマシンのフリース吸音ダクトに制振シート及びフェルトを巻き付け，③ギロチンカッターの受けゴムを制振タイプに変更する各防音対策を，約72万円の費用をかけて実施した。これにより，本件工場内で5ないし8 dBの騒音の低下，申請人宅のベランダ（屋外）で，騒音レベルが38ないし43.7 dBとなった。

(エ) 被申請人は，平成19年4月，申請人宅の防音工事として，①開口部にエアータイト二重サッシ，遮音カーテンの設置，②外壁にサイディングボード（16 mm）設置，鉛シート貼り込み，ロックウール敷き込み，

③床に鉛シート貼り込み，ロックウール敷き込みの各工事を，169万円の費用をかけて実施した。これにより，申請人宅内の騒音レベルは，窓開け時が43.6 dB，窓閉め時が29.8 dBに低下した。

ウ 被申請人による上記防音対策の結果，平成19年5月14日の測定において，申請人宅内の騒音レベルは，窓開け時が43.6 dB，窓閉め時が29.8 dBとなっている。本件工場が存在する地域は，騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例上の指定地域外にある。そこで，類似する地域の騒音規制を参考にすると，第二種区域では夜間45 dBが許容限度とされているところ，申請人宅内の上記騒音レベルは，この許容限度の範囲内にある。

エ したがって，被申請人の本件工場から発生する音は，その騒音レベルの程度，被申請人が防音対策を実施してきた従前の経緯等からして，受忍限度の範囲内にあるから，被申請人は，申請人の権利を違法に侵害していない。

### 第3 当裁定委員会の判断

#### 1 基礎的事実関係

当事者間に争いのない事実，証拠（証拠の表示は文中の括弧内に掲記する。）及び審問の全趣旨を総合すれば，以下の各事実が認められ，これを覆すに足りる証拠はない。

##### (1) 当事者

ア 申請人は，約30年前から現在の申請人宅に居住している。（申請人本人）

イ 被申請人は，自動車部品の製造及び加工等を目的とする株式会社であり，平成17年7月25日から本件工場を操業して自動車防音材（軽量ダッシュインシュレーター）を生産している。（乙7，18，参考人B，審問の全趣旨）

本件工場内には、騒音の発生源となり得る主な設備として、フリースマシ、ティアリングマシン、加熱炉、集塵機、集塵ダクトが設置されている。（参考人C、審問の全趣旨）

被申請人は、平成17年7月から本件工場につき昼間操業（午前8時から午後8時まで）を実施してきたが、平成18年5月ころから夜間操業も実施するようになり、それ以降、平成20年12月から平成21年2月15日までの期間を除いて、原則として月曜日から金曜日までの午前8時から翌午前6時ころまで、本件工場を稼働させている。（甲3、乙4、参考人B、平成22年6月14日付け事実調査の結果、審問の全趣旨）

## (2) 本件工場と申請人宅の位置関係等

本件工場と申請人宅の位置関係は、別紙図面1のとおりであって、約100m離れている。また、本件工場と申請人宅との間には、川が存在し、その周辺は森のように樹木が茂っていて、互いに視界が遮られている状況にある。本件工場の周囲には、申請人宅以外の民家はほとんどなく、他の事業者の工場が存在している。（乙7、平成22年6月14日付け事実調査の結果）

申請人宅の2階の間取りの状況は、別紙図面2のとおりである。（平成22年6月14日付け事実調査の結果）

なお、本件工場及び申請人宅の所在する地域は、用途地域の定めのない地域であって、騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく地域の指定並びに騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定を、いずれも受けていない。（職2ないし4、審問の全趣旨）

## (3) 申請人の病状等

ア 申請人は、平成18年8月11日、昼食を取ってテレビを見ていた時にめまいを感じたため、広島県東広島市内の病院Dに救急搬送されて入院し、メニエル氏病との診断を受けた。申請人は、同病院において1日入院し、1週間分の薬を処方されて同月12日に退院した。その後、申請人の症状

は処方された薬を全部飲み終わる前に治まり、申請人は、それ以降通院はせず、同様の症状を発症することはなかった。（甲8の1、申請人本人）

イ また、申請人は、平成19年9月19日、夕食後からおう吐、腹痛を感じ、翌20日午前3時45分、広島県東広島市内の病院Eの救急外来を受診し、腹痛と診断され、ブスコパンを処方されて帰宅した。申請人の腹痛は、処方薬で治まり、その後は同様の症状を発症することはなかった。

（甲8の2、申請人本人）

(4) 被申請人による防音対策の実施及び騒音測定の結果

ア 被申請人は、平成17年3月ころ、本件工場の建設に着手したところ、申請人から騒音の苦情を受けたため、防音対策の追加工事を実施することとした。そこで被申請人は、同年4月、大きな音の発生源である反毛工場の設置位置をできる限り申請人宅から離し、この機械設備のある場所を隔離するため吸音材であるシズカライトで間仕切りし、さらに天井扇の指向を申請人宅と逆方向に配置し、反毛工場の吸音処理、換気消音器の導入、エアータイトサッシを採用する各防音対策を実施した。被申請人は、これらの工事のため2640万円の費用を支出した。（甲3、乙14、18、参考人F）

イ 被申請人は、平成17年7月25日、本件工場の稼働を開始したところ、再び申請人から騒音の苦情を受けた。そこで被申請人は、音の発生源を特定する目的で、平成17年8月3日、測定場所が申請人宅2階ベランダ（屋外）、天候晴れ、測定時間が午後8時20分から午後9時20分まで、動特性FAST、聴感補正A特性、計算周波数200-5000Hzのオーバーオールで、自動車往来による騒音を排除するため自動車の通行が途切れた状態で、騒音測定を実施した（以下「平成17年8月3日騒音測定」という。）。この測定では、本件工場の機械が全部稼働している状態から一つずつ機械を停止させて段階的に実施したところ、全稼働の状態では工場西側シャッター

を開けた状態では45.2 dB、全稼働の状態では工場西側シャッターを閉めた状態では43.5 dB、集塵機ダクトを停止させ、ボイラー及びルーフファンのみ稼働させた状態では38.9 dB、全ての設備を停止した状態では38.7 dBであった。

上記騒音測定の結果を受け、被申請人は、さらなる防音対策工事を実施することとし、同年9月、集塵機から出る音の吸音工事、加熱炉のダクトに吸音構造を付ける追加工事及び工場西側シャッターを閉める防音対策を実施した。被申請人は、これらの工事のため315万円の費用を支出した。

(以上につき、乙5、11の1ないし3、12の1・2、18、19、参考人F、同C)

ウ 被申請人は、平成18年5月ころから夜間操業を実施するようになったが、それに伴ってさらに申請人から騒音の苦情を受けた。そこで被申請人は、平成18年7月、防音対策の追加工事として、フォーミングマシンのフリース吸音ダクトの周りに制振シート及びフェルトを巻き付け、集塵機ダクトに制振シート及びフェルトを巻き付け、ギロチンカッターの受けゴムを制振タイプに変更する防音対策を実施した。被申請人は、これらの工事のため約72万円の費用を支出した。(甲3、乙13の1ないし3、18、参考人B、同F、審問の全趣旨)

その後、被申請人は、上記防音工事の効果を確認するため、平成18年7月27日、測定場所が申請人宅2階ベランダ(屋外)、天候晴れ、測定時間が午後8時から午後9時20分まで、測定器は精密騒音計(RION NL-10A)を用いて、動特性FAST、聴感補正A特性として、自動車往来による騒音を排除するため自動車の通行が途切れた状態で、騒音測定を実施した(以下「平成18年7月27日騒音測定」という。)。この測定では、本件工場の機械が全部停止している状態から一つずつ機械を稼働させて段階的に測定したところ、全部停止の状態では38.8 dB、集塵機を立ち上げた



状態で39.8dB、フォーミングマシンを稼働させてギロチンカッターを連続稼働させた状態での騒音レベルは最大で43.8dBであった（1/2号ラインのフォーミングマシン稼働で1号ラインのギロチンカッターの連続稼働の状態）。また、上記測定の際に、本件工場の機械を段階的に稼働しつつ、申請人に音の感じ方を確認したところ、申請人は、フリースマシンを稼働させたときに前に比べて音が丸くなった旨述べたものの、結局苦情対象の音を特定するには至らなかった。（乙6，19，参考人C）

エ 被申請人は、平成18年11月、申請人に対し、家屋新築の提案を申し入れた。しかし、申請人は、現在の申請人宅を改修して欲しいとしたことから、被申請人は、平成19年4月、申請人宅につき、開口部の窓に防音用ガラスを二重に設置した上、遮音カーテンを設置し、外壁の外側にサイディングボード（16mm）を設置し、従来の外壁との間に鉛シート、ロックウールを入れ、床にも同様に鉛シート、ロックウールを入れる防音工事を実施した。被申請人は、これらの工事のため169万円の費用を支出した。（乙15の1・2，16の1・2，18，参考人B）

その後、被申請人は、上記防音工事の効果を確認するため、平成19年5月14日、本件工場が生産稼働している状態の下で、測定場所が申請人宅2階寝室、天候晴れ、無風、測定時間が午後7時35分から午後7時50分まで、測定器は精密騒音計（RION NL-10A）を用いて、動特性FAST、聴感補正A特性として、自動車往来による騒音を排除するため自動車の通行が途切れた状態で、騒音測定を実施した（以下「平成19年5月14日騒音測定」という。）。この測定の結果、申請人宅2階寝室の窓開け時の平均値は43.6dB、窓閉め時の平均値は29.8dBであった。（甲9，乙2，19，参考人C）

オ その後、申請人は、広島県公害審査会に対し、公害紛争処理法に基づき、被申請人を相手方として騒音被害に関する調停の申立てをした。その第1

回調停期日において、調停委員会からF F T測定の提案を受けたことから、被申請人は、平成20年2月27日午後7時10分から午後7時40分まで、申請人宅2階ベランダ（屋外）、寝室（マイクの高さ約1m）の2点同時において、F F T測定を実施した。また、第2回調停期日において、同調停委員会から音源の特定の要望を受けたことから、被申請人は、同年4月25日午前10時から午前11時30分まで、本件工場の全部の機械を稼働させた上で、フリースマシ、ティアリングマシン、集塵ダクト、加熱炉、集塵機、工場下の各場所で、F F T測定を実施した。（甲1、4、乙19ないし21、参考人C、審問の全趣旨）

上記平成20年2月27日のF F T測定及び同年4月25日のF F T測定（以下、これらの測定を合わせて「本件F F T測定」という。）の測定結果につき、1/3オクターブバンド周波数分析に係る数値に変換した各データは、別表1のとおりである。（乙22）

## 2 申請人の主張する低周波音被害について

(1) 申請人は、本件工場を発生源とする低周波音により健康被害（メニエル氏病、腹痛）、不快感（脳裏への刺激、重圧感、圧迫感、睡眠妨害等）を受け、これらの被害の程度からすると申請人宅において平穏な生活を営むことが困難であり、住居の移転を余儀なくされている状態にある旨主張する。そこで、本件工場を発生源とする低周波音と申請人の住居移転費相当額の損害との間の相当因果関係の判断の前提として、被申請人の本件工場を発生源とする低周波音と申請人の健康被害、不快感による精神的被害との間の事実的因果関係の有無について、それぞれ検討する。

(2) 被申請人の本件工場を発生源とする低周波音と申請人の健康被害（メニエル氏病、腹痛）との間の因果関係について

本件裁定における法律上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合的に検討し、特定の

事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その立証の程度は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りると解するのが相当である（最高裁昭和50年10月24日第二小法廷判決・民集29巻9号1417ページ参照）。

このような見地に立って本件を見るに、前記1(3)、(4)の認定事実によれば、申請人がメニエル氏病及び腹痛を発症したのは、いずれも平成18年7月に被申請人が本件工場における追加の防音対策を実施した以降であり、それぞれ病院での薬剤の処方によって回復した後は、本件工場での防音対策状況に変動がなかったにもかかわらず、現在まで再度発症することはなかったのである。そうすると、そもそも申請人のこれらの症状は一過性のものというほかなく、また、それらの症状自体の性質から、原因が低周波音であることを積極的に特定することも困難であるので、結局、本件工場を発生源とする低周波音との因果関係について、高度の蓋然性の証明がされたとは認め難いといわざるをえない。また、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 被申請人の本件工場を発生源とする低周波音と申請人の不快感（脳裏への刺激、重圧感、圧迫感、睡眠妨害等）による精神的被害との間の因果関係について

ア 前記1(4)の認定事実によれば、本件FFT測定の結果は別表1のとおりであり、このうち、申請人宅2階寝室（屋内）での測定結果について、各指針値と比較した表が別表2である。（職1）

この別表2によれば、低周波音の感覚閾値（環境省「低周波音検査調査結果・中間とりまとめ【平成15年3月】」に示される可聴音の感覚閾値）、最小可聴値（ISO226【MAF】）と比較すると、申請人宅2階寝室における測定結果（1/3オクターブバンド音圧レベル）は、50Hz以上で低周波音の感覚閾値、最小可聴値を上回っていることから、50Hzから10

0 Hzまでの中心周波数の帯域で、本件工場を発生源とする低周波音が申請人宅屋内に到達し、申請人がこの低周波音を聞き取れる可能性があると考えられる。

他方で、上記申請人宅2階寝室における測定結果と低周波音の優先感覚実験結果のうち「音が気になる一気にならない」音圧レベル（50%の人が音を気になると感じる音圧レベル）と比較したところ、いずれの周波数においても「音が気になる一気にならない」音圧レベルを下回った。また、参照値と比較すると、20 Hzから80 Hzの中心周波数の帯域で、すべて参照値を下回っており、特に感覚閾値、最小可聴値を上回る50 Hzから80 Hzまでの帯域では、いずれも参照値を約6 dBないし8 dB下回っていた。

イ(ア)ところで、参照値は、苦情者及び一般成人を被験者として室内において低周波音に暴露した場合の許容レベルの実験をしたところ、苦情者における許容レベルの周波数特性は、全体として一般成人における寝室の許容レベルの10パーセンタイル値に近い傾向を示したとの実験結果に基づき、一般成人の寝室の許容値（不快感を生じる境界値）の10パーセンタイル値の推定値をもとに設定されたものである。すなわち、低周波音の音圧レベルが参照値以上であれば、寝室内の一般成人の90%の人にとっては許容レベルであっても、10%の人にとっては苦情になり得ることを示している。この推定値が採用された根拠は、ほとんどの苦情が室内で起こることから室内の測定値を適用したこと、低周波音に関する感覚については個人差が大きいことから、苦情者及び一般成人の大部分の被験者が許容できる音圧レベルであること、過去の苦情現場の測定値に当てはめたところ、発生源の稼働状況との対応関係が明確である大部分の苦情に整合したことにある。（甲10）

このような参照値の根拠に照らせば、低周波音による不快感の発現の因果関係の判断に際し、参照値は、現時点での知見に基づく指針として

重要な一要素となるものというべきである。もっとも、参照値は、個人差があるとされており、参照値未満の音圧レベルでも、ごく一部で苦情の発生の可能性は残されている点に留意が必要とされる。

(イ) これを本件について見ると、上記アで認定したとおり、申請人宅2階寝室の測定結果は、すべて参照値を大きく下回っており、本件記録上、申請人個人の感受性に関して特段の事情はうかがわれないから、申請人の主張する不快感の原因が本件工場を発生源とする低周波音である可能性自体は完全には否定できないとしても、積極的に高度の蓋然性が証明されたとは認め難いといわざるをえない。また、他にこれを認めるに足りる的確な証拠はない。

(ウ) なお、申請人は、申請人宅内の騒音測定時に、設置したマイクの高さが約1mであったところ、実際には、床面に近い就寝時の頭の高さで感じる音圧レベルの方が大きい旨主張し、本人尋問においてもこれに沿う供述をする。

しかしながら、前記アのとおり、申請人宅2階寝室の測定結果では、感覚閾値、最小可聴値を上回る50Hzから80Hzまでの帯域で1/3オクターブバンド音圧レベルがいずれも参照値を約6dBないし8dBと大きく下回っていること、甲1の申請人宅2階でのFFT測定結果のグラフでは290Hz付近で室内外に共通した卓越成分がみられ、別表2のとおり、この周波数を含む1/3オクターブバンドの中心周波数315Hzの帯域の音圧レベルは29.3dBで、「音が気になる一気にならない」音圧レベルの32.5dBよりも約3dBの差に過ぎないことから、申請人の苦情の原因が低周波音ではなく290Hz付近の卓越成分を持つ騒音である可能性があることも併せ考慮すると、申請人が指摘するように測定位置の高さによって音圧レベルの変化があるとしても、直ちに上記結論を左右するものとは認められない。

(4) したがって、本件工場を発生源とする低周波音と申請人の健康被害及び不快感による精神的被害との間の事実的因果関係を認めることはできない。

### 3 申請人の主張する騒音被害について

(1) 前記2(1)で説示したとおり、申請人のメニエル氏病及び腹痛の健康被害については、一過性のものというほかなく、また、それらの症状自体の性質から、原因が騒音であることを積極的に特定することも困難であるので、結局、これらの健康被害と本件工場を発生源とする騒音との間の事実的因果関係についても、これを認めるに足りない。

(2) 他方で、前記1(4)で認定したとおり、本件工場の操業に伴って一定の騒音が発生しており、本件工場の稼働状況に対応して騒音レベルが変動していることからすると、本件工場を発生源とする一定の騒音が申請人宅に伝搬しているものと認められる。そこで、かかる騒音の暴露による申請人の被害が、一般社会生活上受忍すべき限度（受忍限度）を超えた違法なものといえるか否かについて、以下検討する。

ア 被申請人の本件工場の操業に伴う騒音による被害が、申請人に対する違法な権利侵害ないし法益侵害行為となるかどうかを判断するにあたっては、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、本件工場の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるか否かにより判断するのが相当である（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ，最高裁平成6年3月24日第一小法廷判決・判時1501号96ページ参照）。

#### イ 侵害行為の態様及び侵害の程度

(ア) 前記1(1)イの認定事実によれば、侵害行為の態様につき、以下の事実が認められる。

被申請人は、平成17年7月25日から本件工場を操業して自動車防音材を生産しており、本件工場内には、フリースマシン、ティアリングマシン、加熱炉、集塵機、集塵ダクトなど騒音が発生する設備が設置されている。操業状況については、平成17年7月から本件工場につき昼間操業（午前8時から午後8時まで）を実施してきたが、平成18年5月ころから夜間操業を実施するようになり、それ以降、平成20年12月から平成21年2月15日までの期間を除いて、原則として月曜日から金曜日までの午前8時から翌午前6時ころまで、本件工場を稼働させている。

(イ) 次に、前記1(4)の認定事実によれば、侵害の程度につき、以下の事実が認められる。

平成17年8月3日騒音測定において、申請人宅2階ベランダ（屋外）で午後8時20分から午後9時20分までの時間帯で測定された騒音レベルは、本件工場の機械が全稼働の状態、工場西側シャッターを開けた状態では45.2dB、工場西側シャッターを閉めた状態では43.5dB、集塵機ダクトを停止させ、ボイラー及びブルーファンのみ稼働させた状態では38.9dBであった。また、本件工場の追加防音対策工事実施後の平成18年7月27日騒音測定において、申請人宅2階ベランダ（屋外）で午後8時から午後9時20分までの時間帯で測定された騒音レベルは、本件工場の機械が全部停止している状態で38.8dB、集塵機を立ち上げた状態で39.8dB、フォーミングマシンを稼働させて、さらに、ギロチンカッターを連続稼働させた状態での騒音レベルは最大で43.8dBであった。さらに、申請人宅の防音工事実施後の平成19年5月14日騒音測定において、申請人宅2階寝室で午後7時35分から午後7時50分までの時間帯で測定された騒音レベルは、本件工場が生産稼働している状態の下で、窓開け時の平均値は43.6dB、窓閉め

時の平均値は29.8 dBであった。

(ウ) そこで、上記騒音レベルの評価について検討するに、前記1(2)で認定したとおり、本件工場の所在する地域は、騒音の規制基準及び環境基準の適用対象外ではあるが、騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、騒音影響に関する科学的知見に基づき、生活環境上の影響がほとんど生じない屋内騒音レベルに、建物の防音性能を見込んで、屋外において維持されることが望ましいレベルを導き、さらに住民の苦情、心理的影響に関する知見と照らし合わせた上で、一般地域における類型別の指針値を設定したものであるところ、申請人の被侵害利益は、後記ウのとおり、睡眠妨害を中心とする精神的被害であるから、その性質、内容に照らし、そこで示された指針値は、受忍限度の判断における騒音の程度（人への影響）を評価する上で、重要な一要素となるものというべきである。

他方で、上記環境基準は、建物の防音性能を見込んで屋外指針を定めたものであり、騒音の人への睡眠影響を評価するには、人の生活の中心である屋内の騒音レベルを直接の評価の対象とするのがより妥当であるから、屋内の騒音レベルが把握できる場合には、環境基準の屋外指針を定めるにあたり前提とされた騒音影響に関する屋内指針（平成10年5月22日「騒音の評価手法等の在り方について（報告）」中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会）を第一次的な評価の指針値として重視すべきである。そこで、これらの具体的な基準値をみると、環境基準においては、「専ら住居の用に供される地域」（A）及び「主として住居の用に供される地域」（B）について、睡眠影響に係る夜間の基準値（屋外指針）を45 dB以下と定めており、また、騒音影響に関する屋内指針では、夜間（睡眠影響）の基準値を35 dBと定めている。（職1，3）



これを本件についてみるに、申請人宅の防音対策工事後の2階寝室屋内の騒音レベルは、上記(イ)のとおり、29.8dBであり、騒音影響に関する屋内指針の夜間の基準値を下回っていた。

なお、申請人は、前記2(3)イ(ウ)のとおり、申請人宅内の騒音測定時に、設置したマイクの高さが約1mであり、床面に近い就寝時の頭の高さで感じる音圧レベルの方が大きい旨主張し、本人尋問においてもこれに沿う供述をするが、前記イ(イ)のとおり、防音対策後の申請人宅2階ベランダ(屋外)での騒音レベルの最大値は、43.8dBであって、環境基準の夜間の基準値(屋外指針)をも下回っているから、建物の透過損失を考慮すると、申請人が指摘するように測定位置の高さによって屋内の音圧レベルの変化があるとしても、騒音影響に関する屋内指針の夜間の基準値を超えるほどの差があるものと推認することはできない。

#### ウ 被侵害利益の性質と内容

申請人の被害は、前記3(1)で説示したとおり、本件工場を発生源とする騒音によって申請人の健康被害が発生したとまでは認められないから、睡眠妨害を中心とする精神的被害にとどまるものと認められる。

#### エ 本件工場の所在地の地域環境

前記1(2)の認定事実によれば、本件工場の所在地の地域環境は、以下のとおりである。

本件工場と申請人宅は、約100m離れており、その間には、川が存在し、その周辺は森のように樹木が茂っていて、互いに視界が遮られている状況にある。本件工場の周囲には申請人宅以外の民家はほとんどなく、他の事業者の工場が存在している。また、本件工場の所在する地域は、用途地域の定めのない地域であって、騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく地域の指定並びに騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定をいずれも受けておらず、騒音規制や環境基準の

適用がない地域である。

オ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果

前記1(4)の認定事実によれば，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置については，以下のとおりと認められる。

被申請人は，度重なる申請人からの騒音の苦情に対し，平成17年4月，同年9月，平成18年7月の三回にわたり，本件工場の設備につき，総額約3027万円の費用を投じて，前記1(4)アないしウで認定したとおりの防音対策工事を実施した。その後も，被申請人は，申請人に対し，家屋新築の提案を申し入れたが，申請人から申請人宅の改修の要望を受けたことから，平成19年4月，申請人宅につき，169万円の費用を負担して，前記1(4)エで認定したとおりの防音対策工事を実施した。

これらの一連の各防音対策工事の結果，前記の平成19年5月14日騒音測定のとおり，申請人宅2階ベランダ（屋外）での騒音レベルは，対策完了前の最大値45.2dB（平成17年8月3日騒音測定）から43.6dB（平均値）へ低減し，申請人宅2階寝室（屋内）での騒音レベルは，29.8dB（平均値）となっている。

また，被申請人は，申請人から申し立てられた広島県公害審査会の調停において，調停委員会からの提案を受け，本件FFT測定も実施し，申請人の苦情の原因究明に協力した。

カ 総合評価

以上で検討した侵害行為の態様，侵害の程度，被侵害利益の性質と内容，本件工場の所在地の地域環境，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果を総合すると，本件工場周辺の地域は，そもそも騒音の規制対象外の地

域であり、法令の適用上、特に静穏な環境が求められる地域ではない上、被申請人は、申請人からの度重なる騒音苦情に対応して本件工場内の防音対策及び申請人宅の防音対策を講じ、騒音測定も実施しており、それらの防音対策の効果として、申請人宅の屋内騒音レベルが、生活環境上の影響がほとんど生じない屋内騒音レベルであるところの騒音影響の屋内指針の夜間の基準値をも下回っており、また、屋外の騒音レベルも環境基準の夜間の基準値を下回っているというのである。

これらの諸事情を併せ考慮すると、申請人が本件工場を発生源とする騒音によって受けた精神的被害は、一般社会生活上の受忍限度を超えるものとまでは認められない。

- (3) したがって、本件工場を発生源とする騒音については、受忍限度を超えるものとまでは認められず、違法性を認めることはできない。

### 3 まとめ

以上のとおり、申請人の主張する低周波音被害については、本件工場を発生源とする低周波音と申請人の健康被害、不快感による精神的被害との間の事実的因果関係を認めることはできない。他方で、申請人の主張する騒音被害については、本件工場を発生源とする騒音と申請人の健康被害との間の事実的因果関係を認めることはできず、また、申請人の不快感による精神的被害との関係では、本件工場を発生源とする騒音は、受忍限度の範囲内であるから違法性がない。

したがって、申請人の民法709条に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

## 第4 結論

以上の次第で、申請人の本件申請は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり裁定する。

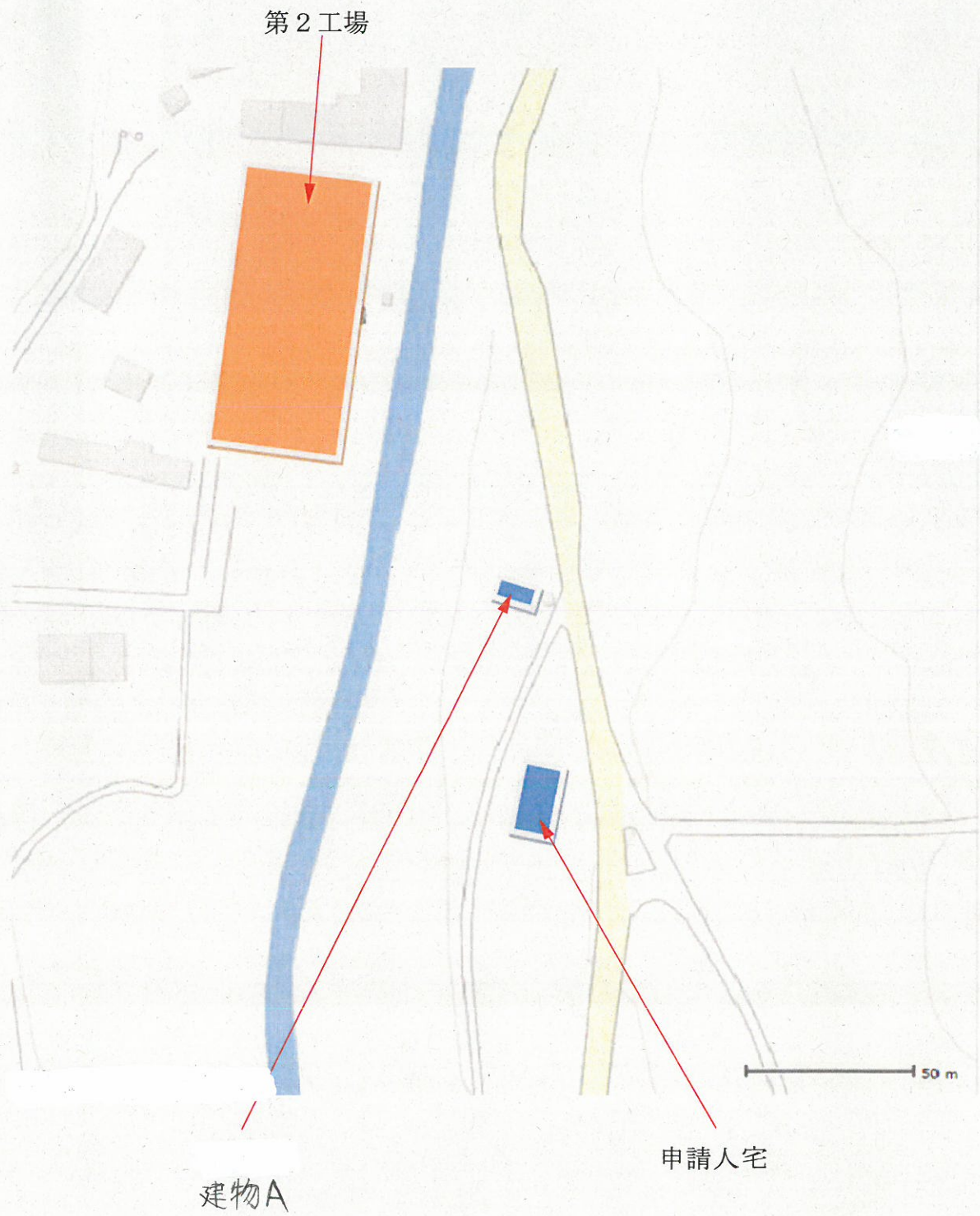
平成23年3月22日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 大 内 捷 司

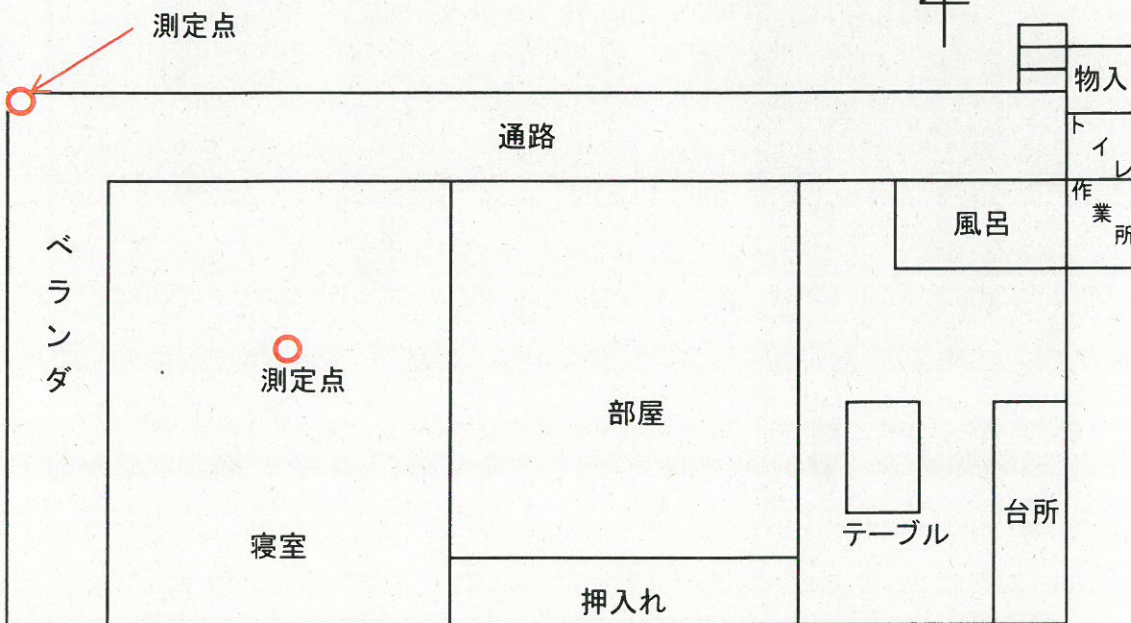
裁定委員 小 玉 喜 三 郎

裁定委員 松 森 宏



# 申請人宅平面図

第2工場



申請人宅平面図(2階)

# 別表 1

計測器

マイクロフォン: B&K4165

マイクアンプ: B&KWP1200B

PULSE ver11.2

申請人宅 申請人宅

1/30Oct

周波数	フリースマシン	加熱炉	ファイリングマシン	集塵機	集塵ダクト	工場下	室内	室外
1	9.1	14.4	14.8	14.0	22.6	15.8	-5.1	-4.8
1.25	9.1	14.4	14.8	14.0	22.6	15.8	-5.1	-4.8
1.6	17.7	24.3	24.4	25.6	34.6	27.8	6.1	6.3
2	17.1	23.8	23.9	25.3	34.3	27.6	5.8	5.9
2.5	30.6	33.8	32.4	34.5	43.9	37.9	14.8	15.4
3.15	30.4	33.3	31.7	34.0	43.4	37.4	14.2	14.8
4	38.2	39.2	38.2	43.5	50.5	44.9	19.5	20.5
5	42.8	45.0	43.4	49.8	54.8	50.2	24.4	25.8
6.3	53.3	58.3	54.5	57.1	63.8	57.9	36.7	36.2
8	61.3	72.1	66.6	66.4	69.2	65.6	41.2	43.0
10	71.7	79.5	73.9	71.1	74.1	79.0	42.9	48.8
12.5	77.2	85.9	75.8	76.1	76.7	78.7	49.8	56.1
16	84.2	92.7	79.8	81.2	76.5	74.3	55.3	59.8
20	82.6	89.4	82.5	84.7	72.6	74.4	52.6	59.8
25	82.2	86.6	81.5	88.2	73.5	76.2	47.2	61.4
31.5	82.5	85.9	81.5	83.2	82.3	80.7	42.6	59.3
40	81.6	82.8	80.8	85.3	85.4	78.2	47.4	56.5
50	80.8	82.6	81.6	82.2	83.1	77.7	45.6	56.6
63	82.1	85.0	96.2	83.0	79.7	76.1	39.0	53.3
80	81.0	81.7	85.3	82.8	77.2	73.5	34.4	53.7
100	82.8	81.4	80.6	82.1	71.1	71.9	31.4	49.0
125	82.3	81.1	91.0	87.0	76.2	79.1	30.8	51.7
160	79.9	81.0	81.8	84.2	69.3	70.6	28.3	49.8
200	83.9	80.8	83.4	84.4	64.6	68.0	24.7	41.2

別表2 申請人宅屋内における低周波音・騒音の測定結果と閾値・評価値の比較

周波数 (Hz)	08.02.27 室内 測定結果	感覚閾値; 環境省、中間 とりまとめ <sup>※3)</sup>	最小可聴値; ISO-226(2003) <sup>※4)</sup>	心身に係る 苦情に関する 参照値 <sup>※5)</sup>	気になる-気に ならない(1980) <sup>※6)</sup>
20	52.6	75.6	78.5	76	85
25	47.2	68.1	68.7	70	77
31.5	42.6	58.5	59.5	64	71.5
40	47.4	51.2	51.1	57	65
50	45.6	45.2	44	52	59.5
63	39	37.7	37.5	47	53.5
80	34.4	33.1	31.5	41	48
100	31.4		26.5		45
125	30.8		22.1		43
160	28.3		17.9		40
200	24.7		14.4		37.5
250	28.7		11.4		35
315	29.3		8.6		32.5
400	26.7		6.2		30
500			4.4		30
630			3		30
備考	乙20号証			屋内値に適用	

: 感覚閾値又は最小可聴値を上回る

各評価値について

名 称	説 明
※1)中環審；睡眠影響の指針値	「騒音の評価手法等の在り方について（報告）」（平成10年5月22日）中央環境審議会騒音振動部会騒音評価手法等専門委員会；一般地域における騒音による睡眠影響に関する指針値
※2) WHO; 騒音による睡眠妨害の指針値	WHO; “Guidelines for Community Noise (1999)”, Table 4.1: “Guideline values for community noise in specific environments. Sleep disturbance, night-time” に記載された



	寝室における睡眠影響の指針値
※3)感覚閾値	環境省「低周波音検査調査結果(中間取りまとめ(平成15年3月))」に示される可聴音の感覚閾値
※4)ISO-226(2003)	ISO-226(2003):2003 “Acoustics-Normal equal-loudness level contours” で定められている最小可聴域(Minimum Audible Field、MAF、可聴音の感覚閾値)
※5)心身に係る苦情に関する参照値	環境省「低周波音問題対応の手引書」に示される「寄せられた苦情が低周波音に起因するものか否かを判断するための目安」
※6)気になる一気にならない	『中村他「低周波音に対する感覚と評価に関する基礎研究」昭和55年度文部省科学研究費「環境科学」特別研究』による「音が気になる一気にならない(50%値)」の評価値